

とんでもない大事故を引き起こし、多くの人々に被害を与えておきながら誰も責任を取ろうとしません。

とても許すわけにはいきません。

いわき市民の皆さん

元の生活をかえせ

原発被害

いわき市民訴訟に 加わってください

大飯原発の差し止め判決は

- ① 生命を守り生活を維持するという人格権は憲法上の権利であり、すべての法律において、最高の価値を持つ。
- ② 原発に求められる安全性・信頼性は極めて高度でなければならない。
- ③ 原発の危険性の本質、もたらす被害の大きさは福島原発事故を通じて十分に明らかになったと、示した。

原発事故の直後、いわき市では18万3,000人もの人々が避難しました(いわき市によるアンケート調査結果)。ところが東電は避難費用の実費すら支払おうとしません。精神的損害についても、2011年4月22日まで、以後はなくなったとしています。子どもへの低線量被曝の将来的な健康影響とともに、福島県人であるとして、いわれなき偏見による差別を受けるのではないかと心配されています。ところが東電は、「事故は想定外の地震と津波によって起きたのであって、故意や過失によって他人の人権を侵害し、損害を与えるような不法行為はない」と主張しています。

とんでもない大事故を引き起こし、多くの人々に被害を与えておきながら誰も責任を取ろうとしていません。とても許すわけにはいきません。東電と国の不法行為責任を訴えているのが「**元の生活をかえせ・原発被害いわき市民訴訟**」です。現在、1,394人(うち222人は18才未満の子ども、うち15人は3.11以後出生した子ども)のいわ市民が原告となって裁判をしています。

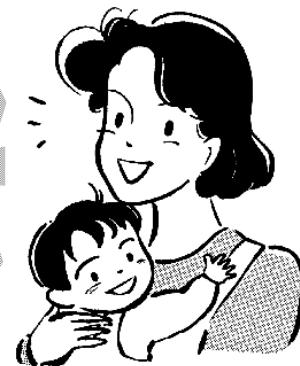
この裁判で勝利判決を勝ち取るためにはもっともっと多くの原告が必要です。

あなたも原告になってください

原発事故の完全賠償をさせる会
元の生活をかえせ・原発被害いわき市民訴訟原告団
【連絡先】〒973-8402 いわき市内郷御厩町三丁目101いわき教育会館内
【連絡先】TEL 0246-27-3322 FAX 0246-68-6771 ■電話は午後。菅家新まで。



原発問題、賠償・裁判など 学習懇談会



裁判を通じて求めていること

- ① 特に子どもの健康を維持するための施策を確立すること。
- ② 特に子どもが発病した場合には原因論争に終始せず、安心して治療が受けられるようにすること。
- ③ 放射線量を3.11以前戻すために東電と政府の責任で推進すること。
- ④ 県内の10基の原発は全て廃止すること。
- ⑤ いわれなき偏見による差別を出さないように放射能についての学校教育社会教育を推進すること。

損害賠償

- ① 事故直後の40日間の慰謝料として25万円。
- ② 元の自然放射線量に戻るまで、月々大人3万円・子ども8万円。

福島原発被害弁護団

坂田洋介弁護士がお話をします

東京北法律事務所 <東京都北区>

とき

9月7日(日) 午後4時から

ところ

上好間団地集会所

いわき市好間町上好間字忽滑37番地

- ★ 原発事故から3年、被害の甚大さと事故の責任はどうなる？
- ★ いわき訴訟は、第6回の裁判(7/23)まで進行しました。論点と今後の見通しは？
- ★ もっと大きな原告団をつくる課題について。
- ★ 公正な裁判を求める署名運動について。

どなたでも参加できます
問い合わせはお出かけください

原発事故の完全賠償をさせる会 / 元の生活をかせせ・原発被害いわき市民訴訟原告団
いわき市内郷御厩町三丁目101 いわき教育会館内 / TEL27-3322 FAX68-6771